

児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験要件について（平成24年厚生労働省告示第230号）

区分	要件に該当する業務内容	経験年数
相談支援業務	ア 施設等における相談支援業務従事者 ○障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、地域生活支援事業 ○児童相談所、児童家庭支援センター、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、発達障害者支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 ○障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、 <u>老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター</u>	従事期間 <b>5年以上</b>  かつ  下線を通算した期間を除外して 3年以上
	イ 保険医療機関における相談支援の業務従事者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 介護職員初任者研修（旧・訪問介護員2級）以上に相当する研修修了者 (3) 国家資格（区分「国家資格」の※印参照）を有する者 (4) ア・ウ・エに従事した期間が1年以上である者	
	ウ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務従事者	
	エ <u>学校教育法第1条に規定する学校</u> （大学を除く）における従事者（小・中・高等・中等・特別支援学校及び幼稚園）	
	オ その他これらの業務に準ずると市長が認めた業務従事者	
直接支援業務	カ 施設及び医療機関等における介護業務従事者 ○ <u>障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床</u> ○ <u>障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業</u> ○保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所	従事期間 <b>8年以上</b>  かつ  下線を通算した期間を除外して 3年以上
	キ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援業務従事者	
	ク <u>学校教育法第1条に規定する学校</u> （大学を除く）における従事者（小・中・高等・中等・特別支援学校及び幼稚園）	
	ケ その他これらの業務に準ずると市長が認めた業務従事者（市町から補助金又は委託による運営されている地域活動支援センター及び小規模作業所）	
有資格	コ 区分「直接支援業務」の従事者で、次のいずれかに該当する者 (1) <b>社会福祉主事任用資格</b> を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの <b>介護職員初任者研修</b> （旧・訪問介護員2級）以上に相当する研修修了者 (3) <b>児童指導員任用資格者</b> (4) <b>保育士</b> （区分「直接支援業務」に該当しない保育所等に勤務した期間は、実務経験として日数算入は不可） (5) <b>精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者</b>	従事期間 <b>5年以上</b>  かつ  区分「直接支援業務」の <b>下線</b> を通算した期間を除外して 3年以上
国家資格	サ 次の①及び②のいずれにも該当する者 ① 区分「相談支援業務」「直接支援業務」「有資格」を通算した「従事期間」から、区分「相談支援業務」及び「直接支援業務」の下線を通算した期間を除外して <b>3年以上</b> の者 ② <b>国家資格による従事期間</b> が通算して <b>5年以上</b> の者 ※国家資格…医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士	